

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 姫路市・太子町 (282014) ・ (28464) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 丸山・広坂(1) (丸山) ・ (広坂) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月3日 (第 3 回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地は、基盤整備事業を進めており整備事業対象となる農地については農地中間管理機構へ貸し出され大区画化された農地が広がりつつある。基盤整備事業が完了した農地には、いちご生産者が参入したうえに、露地野菜生産者も本格的な参入を計画している。
主な作物:水稲、大豆、いちご(施設)、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業にて農地が大区画化されるなどハード面の整備が進み、今後、担い手により、農作業が更に効率化されることが見込まれる。地域として、集落営農が担う農地の作業、獣害、及び基盤整備事業の対象とならなかった農地の保安全管理に対し省力化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 22 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 22 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

丸山地区まちづくり協議会が作成した丸山地区土地利用計画にて農業区域とした農地、及び農業振興地域農用地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|-------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手に概ね集積・集約が進んでいる。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 基盤整備事業の実施の際に、地域の農地は農地中間管理機構へ貸付けている。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 基盤整備事業を実施している。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 集落営農組織においては後継者の育成に努めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 随時情報収集し、検討していく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|--|-------------|---|---------|--|----------|--|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | ✓ | ③スマート農業 | | ④畑地化・輸出等 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携等 | | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。
- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。